

薬生食輸発0407第1号
令和5年4月7日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(タイ産生鮮バナナ、生鮮マンゴー及び生鮮マンゴスチンの検査命令免除対象輸出者
の変更)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和5
年4月5日付け薬生食輸発0405第1号)により通知したところである。

今般、タイ政府から、生鮮バナナ、生鮮マンゴー及び生鮮マンゴスチンの検査命令免
除対象輸出者について、名称変更の連絡があったことから同通知の別表21を別紙1、
別表22を別紙2、別表24を別紙3のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等へ
の周知方よろしく願います。